

(付表)

平成27年度

不納欠損額の内訳

国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、
外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、環境省及び防衛省所管
東日本大震災復興特別会計

(単位：百万円)

| 区分 | 本年度発生債権分 | | 前年度以前発生債権分 | | 計 | | 備考 |
|---|----------|----|------------|----|----|----|----------------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | |
| 歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除） | - | - | - | - | - | - | |
| 歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成） | - | - | - | - | - | - | |
| 歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止） | - | - | - | - | - | - | |
| 歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅） | - | - | 9 | 2 | 9 | 2 | (目) 返納金債権 2 |
| 債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み） | - | - | - | - | - | - | |
| 債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了） | - | - | - | - | - | - | |
| 債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み） | - | - | - | - | - | - | |
| 債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責） | - | - | 9 | 2 | 9 | 2 | |
| 債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定） | - | - | - | - | - | - | |

(付表)

平成28年度

不納欠損額の内訳

国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、
外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、環境省及び防衛省所管
東日本大震災復興特別会計

(単位：百万円)

| 区分 | 本年度発生債権分 | | 前年度以前発生債権分 | | 計 | | 備考 |
|---|----------|----|------------|----|----|----|----|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | |
| 歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除） | | | | | | | |
| 歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成） | | | | | | | |
| 歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止） | | | | | | | |
| 歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅） | | | | | | | |
| 債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み） | | | | | | | |
| 債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了） | | | | | | | |
| 債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み） | | | | | | | |
| 債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責） | | | | | | | |
| 債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定） | | | | | | | |

該当なし

(付表)

平成29年度

不納欠損額の内訳

国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、
外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、環境省及び防衛省所管
東日本大震災復興特別会計

(単位：百万円)

| 区分 | 本年度発生債権分 | | 前年度以前発生債権分 | | 計 | | 備考 |
|---|----------|----|------------|----|----|----|----|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | |
| 歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除） | | | | | | | |
| 歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成） | | | | | | | |
| 歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止） | | | | | | | |
| 歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅） | | | | | | | |
| 債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み） | | | | | | | |
| 債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了） | | | | | | | |
| 債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み） | | | | | | | |
| 債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責） | | | | | | | |
| 債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定） | | | | | | | |

該当なし